

戸籍・住民票の写し等交付申請書(郵送用)

《注》誓約書への署名の他、委任状が必要となる場合があります。

(宛先)奈良市長

申請者	住所				申請者はどなたですか 住民票 <input type="checkbox"/> 本人・同一世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人(続柄))※ <input type="checkbox"/> その他()※ 戸籍 <input type="checkbox"/> 本人又はその配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属・卑属(続柄) <input type="checkbox"/> その他()※ ※誓約書への署名の他、委任状が必要です。
	屋間の連絡先(Tel)	-			
	氏名	フリガナ			
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日生			
	使用目的				
提出先					

※ 戸籍・除籍・改製原戸籍は、戸籍法により戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属・卑属以外の方からは請求できません。その他の方からの請求の場合は委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。

※ 本籍が奈良市でない場合は戸籍謄抄本等の交付はできません。(一部証明を除く)

※ 戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号について、同内容の戸籍・除籍証明書と同時申請の場合手数料は無料です。(注①)

戸籍等	どなたの証明が必要ですか			何が必要ですか 戸籍 <input type="checkbox"/> 全部事項証明(謄本) 通 450円 <input type="checkbox"/> 個人事項証明(抄本) 通 450円 <input type="checkbox"/> 電子証明書提供用識別符号 通 400円(注①) 除籍 <input type="checkbox"/> 全部事項証明(謄本) 通 750円 <input type="checkbox"/> 個人事項証明(抄本) 通 750円 <input type="checkbox"/> 電子証明書提供用識別符号 通 700円(注①) 改製原戸籍 <input type="checkbox"/> 謄本 通 750円 <input type="checkbox"/> 抄本 通 750円 附票 ↓ <input type="checkbox"/> 全部 通 300円 <input type="checkbox"/> 一部 通 300円 ・附票は下記の事項を省略して交付します。記載が必要な場合は□をつけてください <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報(登録のある方のみ) ※令和4年1月10日以前の除籍の附票は、生年月日・性別が記載されません 令和6年5月26日以前の除籍の附票は、住民票コードが記載されません →氏名・生年 月日・性別・ 住所履歴が 記載されます	
	本籍	奈良市			
	筆頭者	フリガナ			
	必要な方の氏名	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生			
		【抄本や独身証明書等を申請される場合】			
	フリガナ <input type="checkbox"/> 申請者と同じ 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生			受理・不受理証明 届出日 年 月 日 350円 婚姻・離婚・出生・その他() 通 届書(記載事項・内容)証明 届出日 年 月 日 350円 死亡・その他() 通 身分証明書 通 300円 独身証明書 通 300円 出産一時金・その他() 通	
	フリガナ 明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日生			最近の戸籍届出の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 年 月 日に ()届を ()役所に提出	
	特に必要な内容があれば下記にチェックのうえ、ご記入ください。 <input type="checkbox"/> () の死亡の記載があるもの <input type="checkbox"/> () の【出生・婚姻・()】から【婚姻・死亡・()】まで <input type="checkbox"/> その他()				

※ 本人・同一世帯員以外の場合は委任状が必要です。併せて誓約書にもご記入ください。

住民票等	どなたの証明が必要ですか			何が必要ですか (※は個票での発行のみ) 住民票 <input type="checkbox"/> 世帯全員 通 300円 <input type="checkbox"/> 世帯一部 通 300円 除票(※) <input type="checkbox"/> 世帯一部 通 300円 改製原住民票(※) <input type="checkbox"/> 世帯一部 通 300円 記載事項証明 <input type="checkbox"/> 世帯全員 通 300円 <input type="checkbox"/> 世帯一部 通 300円 その他 () 通	
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	世帯主の氏名		
		奈良市			
		年 月 日生			
		※世帯一部の住民票が必要な場合は、その方の氏名・生年月日を下記にご記入ください。 ※転出・死亡等により除かれた方の記載が特に必要な場合は、必要な方の氏名もご記入ください。			
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	氏名	年 月 日生		
	住民票の写しは下記の事項を省略して交付します。記載が必要な場合は□をつけてください。				
	●日本人の方 <input type="checkbox"/> 本籍地・筆頭者 <input type="checkbox"/> 世帯主氏名・続柄 <input type="checkbox"/> 履歴(平成27年9月24日以降の履歴のみ) <input type="checkbox"/> その他()				
	●外国人の方 <input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 実質住民日 <input type="checkbox"/> 第30条の45規定区分 <input type="checkbox"/> 履歴(平成27年9月24日以降の履歴のみ)				
	<input type="checkbox"/> 在留カード等の番号 <input type="checkbox"/> 世帯主氏名・続柄 <input type="checkbox"/> 在留資格 <input type="checkbox"/> 在留期間 <input type="checkbox"/> 満了日 <input type="checkbox"/> カタカナ表記名 <input type="checkbox"/> 通称履歴 <input type="checkbox"/> その他()				
	合計 円				

●●偽り正の目的に使われる手段による付のある申請を受けた・申出には応じられません。罰金に処せ●申請時に申請民の基本権ととなる資料第47条等を確認させています。●ただく場合があります。

誓約書

申請・申出書に記載の使用目的により各種証明書等の交付を申請・申出しますが、人権やプライバシー保護のため、これにより知り得た内容については、目的以外に一切使用しないことを誓約します。

(宛先)奈良市長

年　月　日

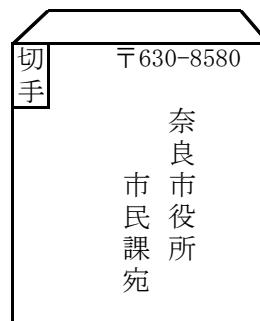
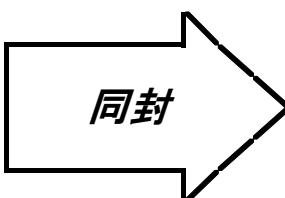
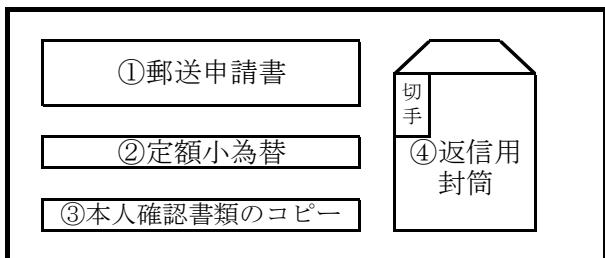
住所

氏名(署名)
(委任を受けた方)

署名でない
場合は押印

【同封していただくもの】

- ① 戸籍・住民票(写)等交付申請書(郵送用)
- ② 手数料分の定額小為替
- ③ 本人確認書類のコピー（※申請者と戸籍に記載されている方との関係が市役所で確認できない場合、関係を証明する戸籍のコピーも必要になる場合があります。）
- ④ 返信用封筒



※ 申請にあたって

- 1 手数料は、定額小為替証書（郵便局等で購入してください。）でお願いします。
 - 2 返信用封筒には、切手を貼って返信先の住所等を必ずお書きください。（返信先は住民登録地に限ります。）
 - 3 申請者本人を確認できる書類(運転免許証・住基カード・個人番号カード・パスポート・その他)の写しを同封してください。（※パスポートの写しを同封される場合は、住所の確認ができる本人確認書類の写しをもう一点同封してください。）
 - 4 戸籍等については、本籍地以外では交付できません。
 - 5 戸籍・除籍・改製原戸籍は、戸籍法により戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属・卑属以外の方からは請求できません。その他の方からの請求の場合は委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 6 「受理証明書」、「後見の登記及び破産手続等の通知を受けていない証明」等を本人以外の方が請求されるときは、本人の委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 7 「**独身証明書**」について、本人以外の方で代理人として請求できる方は、直系尊属（父母・祖父母等）と卑属（子・孫等）に限られ、本人の委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 8 奈良市の戸籍及び戸籍の附票については、平成24年11月3日付で電算化による改製を行っております。（旧都祁村は平成11年2月27日に改製。）これより前に死亡や婚姻などで除籍になった方については、電算化後の戸籍に記載されません。必要な方は改製原戸籍をご請求ください。なお、改製された戸籍の附票、除籍後5年が経過した附票は保存年限経過のため交付できない場合があります。
- * 不正な目的に使用される恐れのある申請・申出には応じられません。
- * 偽りその他不正の手段により交付を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。